

令和7年度 スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金の概要

宮城県建築住宅センターは、家庭における二酸化炭素排出量の一層の削減、及び災害時にも電気や熱を確保できる住まい(スマートエネルギー住宅)の普及を図るため、以下の補助対象設備等の導入又は施工をする方に対して、その費用の一部を補助します。

みやぎ環境税活用事業

1 補助対象等

補助対象設備等		補助額・率
創エネ	①太陽光発電システム(蓄エネ設備併設タイプ)	3万円/件
	②地中熱ヒートポンプシステム	補助対象経費の1/5(上限50万円)
蓄エネ※1	③EV・PHV	10万円/件
	④蓄電池	4万円/件
	⑤V2H(住宅用外部給電機器)	5万円/件
省エネ	⑥家庭用燃料電池(エネファーム)	4万円/件 SOFC※2の場合16万円/件
	⑦既存住宅省エネルギー改修	窓等 2千円~9万円 外壁等 1万4千円~9万円
	⑧みやぎゼロエネルギー住宅 ※3	25万円/件
	⑨次世代みやぎゼロエネルギー住宅(地域型) ※4	200万円/件

※1 ③は太陽光発電システム及びV2Hの設置が要件。

※3 ⑧は②③⑥との併用が可能。

④⑤は太陽光発電システムの設置が要件。(新設・既設問わず)

※4 ⑨は②③④⑥との併用が可能。併用する

※2 固体酸化物形燃料電池を活用したもの。

設備等は下記3により別途申込が必要。

2 補助対象者

次の(1)から(6)までの全てを満たす方(詳しい内容は手引きを参照ください)

(1)宮城県内に住所を有する個人または宮城県内に本拠を置く法人(個人事業主を含む)

(2)全ての県税に未納がないこと

(3)暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しないこと

(4)上記1の①太陽光発電システム、③EV・PHV、④蓄電池、⑤V2H、⑧みやぎゼロエネルギー住宅の場合、
「みやぎスマエネ倶楽部」に入会申込すること

(5)上記1の⑦既存住宅省エネルギー改修の場合、環境省の「家庭エコ診断」を受診すること

(6)申請者が補助対象住宅を所有し、かつ居住していること

3 基準日と受付期間(上記1の⑨については次ページを参照)

募集区分	対象となる基準日※5	受付期間	予算額※6
一次募集	令和6年12月1日 ~令和7年5月31日	令和7年5月26日(月)~6月6日(金)	176,450,000円
二次募集	令和7年6月1日~9月30日	令和7年9月29日(月)~10月10日(金)	134,680,000円
三次募集	令和7年10月1日~11月30日	令和7年11月25日(火)~12月5日(金)	69,870,000円

※5 基準日とは、上記1の①太陽光は電力受給開始日、②地中熱及び⑦省エネ改修は工事完了日、③EV・PHVは初度登録日、その他の設備等は引渡日を指します(特例あり)。基準日に対応する受付期間にしか申込みができませんので、必ず申込前に基準日をご確認ください。

※6 各募集区分の申込総額が予算額を上回った場合は、抽選により交付対象者を決定いたします。

申込前に必ず手引きをご覧になり、内容等に間違いがないことをご確認ください。

補助金の申込先・お問い合わせは

(一財)宮城県建築住宅センター 性能評価課

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目1-20 ふるさとビル6階

・TEL 022-265-3605 ・メール sumaene@mkj.or.jp

・ウェブサイト <https://www.mkj.or.jp>

令和6年度からの変更点(概要)

	令和7年度の内容	令和6年度の内容
補助額・率	○太陽光発電システム(蓄エネ設備併用タイプ) <u>3万円</u> ／件 ○蓄電池 <u>4万円</u> ／件 ○家庭用燃料電池(エネファーム) <u>4万円</u> ／件 ○みやぎゼロエネルギー住宅 <u>25万円</u> ／件 ○次世代みやぎゼロエネルギー住宅(地域型) <u>200万円</u> ／件	○太陽光発電システム(蓄エネ設備併用タイプ) 4万円／件 ○蓄電池 6万円／件 ○家庭用燃料電池(エネファーム) 8万円／件 ○みやぎゼロエネルギー住宅 32万円／件 ○次世代みやぎゼロエネルギー住宅(地域型) 150万円／件

次世代みやぎゼロエネルギー住宅(地域型)

他の区分とは異なり、本区分のみ引渡し前までの事前申請方式かつ先着順となります。
 ただし、併用設備がある場合は、前ページの3に従って申し込みが必要となります。

◆要件(抜粋)

- ・平成28年省エネルギー基準(η AC値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、住宅の外皮平均熱貫流率(UA値)が、3地域:0.20[W/m²K]以下、4地域・5地域:0.23[W/m²K]以下であること。
- ・HEMS又はV2H(詳細は手引きを参照)を導入すること。
- ・FIT、又はFIPの認定を取得しないこと。
- ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業で取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ・対象住宅の契約日と着工日のうちいずれか早い方が令和7年4月1日以降であり、かつ引き渡し(予定)日が令和7年4月1日から令和8年2月6日までの間であること。
- ・宮城県内に本社があり、かつ令和4年度から令和6年度までの3年間における年間平均新築住宅供給戸数(引渡した新築戸建ての戸数)が100戸以下である施工事業者により供給される住宅であること。
- ・国庫補助を財源とする補助金との併用不可。なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能。

◆受付期間

令和7年5月26日(月)から令和7年12月5日(金)まで